

## 羽村市ホームページバナー広告掲載取扱基準

平成19年 3月26日制定

平成22年12月13日一部改正

### 1 趣旨

この基準は、羽村市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成18年羽企財発第10056号）（以下「要綱」という。）第2条第2号に掲げる「市のホームページ」にバナー広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この基準において、バナー広告とは市のホームページから広告主が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

### 3 バナー広告の掲載位置等

(1) バナー広告は、市ホームページの第1階層（トップページ）及び第2階層において市が指定する位置及び枠に掲載するものとする。

(2) バナー広告主は、階層内におけるバナー広告の掲載位置を指定できないものとする。

(3) バナー広告は、同時に同一階層内に2以上の枠にバナー広告を掲載することができないものとする。

### 4 バナー広告の規格

バナー広告は、JIS規格を遵守し、アクセシビリティに配慮したものとし、その規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル

(2) ファイル形式 GIF (Graphics Interchange Format)形式(アニメーションGIFを除く。)

(3) データ容量 4キロバイト以内

### 5 バナー広告の掲載期間

(1) バナー広告を掲載する期間は月の初日から末日までの1か月単位とし、その掲載期間は当該年度内において最長12か月とする。

(2) バナー広告主が希望するときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

### 6 バナー広告掲載の申込み等

バナー広告の掲載申込みは、掲載期間の初日の属する月の前々月の末日（この日が羽村市の休日にあたるときは、その前日とする。）までに行わなければならない。

### 7 バナー広告の掲載料

バナー広告の掲載料は、第1階層（トップページ）1枠につき月額20,000円とし、第2階層1枠につき月額15,000円とする。

### 8 バナー広告掲載料の割引

前項の規定にかかわらず、以下の場合にはバナー広告掲載料を割引することができる。

- (1) バナー広告主が長期の連続掲載を申し込み、認められた場合は次のとおりとする。

掲載期間	割引率	第1階層の掲載料 (円/月)	第2階層の掲載料 (円/月)
6～11か月	10%	18,000	13,500
12か月	20%	16,000	12,000

- (2) 要綱に基づき有料広告の掲載対象と定める公共物に広告を掲載しようとする広告主が、バナー広告の掲載を希望する場合、3か月分のバナー広告掲載料を免除する。

## 9 バナー広告の掲載中止等

市長は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがある、又はこの基準等の内容に違反していると判断したときは、バナー広告の掲載中止又は内容等の変更を求めることができる。

## 10 バナー広告掲載の取下げ

- (1) バナー広告主は自己の都合により、市ホームページへのバナー広告掲載を取り下げることができるものとする。この場合において、バナー広告主は、書面により市長にその旨を申し出なければならない。
- (2) 前号の規定によりバナー広告掲載を取り下げた場合は、納付済みのバナー広告掲載料は還付しない。

## 11 バナー広告掲載料の還付

バナー広告の掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じた場合、その時間に応じ、次のとおり納付済みのバナー広告掲載料を当該バナー広告主に還付する。

閉鎖時間	第1階層の還付額	第2階層の還付額
8時間以上12時間未満	350円	250円
12時間以上24時間未満	700円	500円
以降24時間ごと	700円	500円

ただし、1か月のバナー広告掲載料を限度とする。

## 12 バナー広告主の責務

- (1) バナー広告主は、掲載されたバナー広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) バナー広告主は、バナー広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びバナー広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。
- (3) 第三者から、バナー広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、バナー広告主の責任及び負担において解決することとする。
- (4) バナー広告主は、リンク先のホームページなどに事故や障害が発生した場合は、速やかに広報を主管する課に連絡し、対応を協議するものとする。

## 13 リンク先

バナー広告主は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広報を主管する課に連絡するものとする。

#### 1 4 その他

この基準に定めるもののほか、バナー広告に関して必要な事項は羽村市有料広告掲載に関する取扱要綱の規定を適用する。